

Client Alert

19 June 2019

独占禁止法改正案

目次

1. はじめに
2. 課徴金の算定方法の見直し
3. 調査協力減算制度の導入
4. 弁護士・依頼者間秘匿特権の導入
5. その他
6. おわりに

1. はじめに

平成 31 年 3 月 12 日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」が、閣議決定後、国会に提出され、令和元年 6 月 19 日、国会にて可決成立しました。今回の改正は、課徴金の算定方法の見直し、調査協力減算制度の導入、弁護士秘匿特権の導入の 3 つを柱としている。現行制度では、カルテルの対象となった商品の国内売上が無い場合に課徴金を課することが難しい、課徴金の減免率が固定されているため減免の申請者の調査協力が十分得られないといった問題が指摘されていた。改正により課徴金の算定について、その基礎を拡充するとともに、公正取引委員会に減算の一定の裁量を与え申請者の調査への協力を引き出しやすくした。調査協力の拡充を後押しするものとして、弁護士の助言を得やすいよう秘匿特権が認められた。改正の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内で政令で定める日とされている。

2. 課徴金の算定方法の見直し

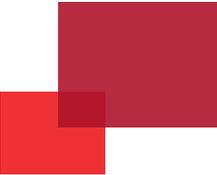
(1) 算定の基礎

今回の改正の 1 つめの柱は、課徴金の算定方法の見直しであり、算定の基礎及び算定率の双方についてルールの整備・強化が行われている。算定の基礎について、主な改正点は下記の 3 点である。

1 点目は、算定期間の延長であり、現行では不当な取引制限等の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって 3 年間までとされているところ、公正取引委員会による調査等の日の 10 年前までさかのぼれるようにするとともに、現行では違反行為がなくなった日から 5 年とされている除斥期間が 7 年に延長されている。また、これに関連して、資料の散逸等により一部の売上額が不明な場合の課徴金の算定基礎（売上額等）の推計規定も整備されている。

2 点目は、算定基礎の追加であり、違反事業者の対象商品又は役務の売上額に加えて、新たに次のものが追加されている。

- 違反事業者から指示又は情報を得てそれらに従って商品又は役務を供給した完全子会社等の売上額
- 対象商品又は役務に密接に関連する業務（下請受注等）の対価の額
- 対象商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益（談合金等）



3点目は、違反事業を承継した子会社等への課徴金の賦課であり、現行では調査開始日以後の承継のみ対象とされているところ、改正後は調査開始日前の承継も対象とされている。

(2) 算定率

次に、算定率についても、大幅な改正が行われている。まず、小売業・卸売業についての業種別算定率を廃止して、基本算定率への一本化が行われている。また、調査開始日の1か月前の日までに違反行為をやめた者に対する軽減算定率が廃止されるとともに、中小企業算定率の適用対象から大企業の子会社が除かれる。

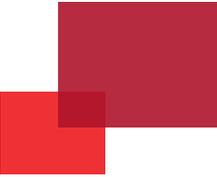
さらに、割増算定率については、繰り返し違反の類型について、最初の課徴金納付命令等よりも前に、同時並行する違反行為を取りやめた場合を適用対象から除外する一方、過去10年以内にその完全子会社が課徴金納付命令等を受けた者や、違反事業者から違反行為に係る事業を承継した事業者を適用対象とすることとしている。また、割増算定率の適用対象として主導的役割の類型が新しく追加され、他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に資料の隠蔽又は仮装を要求等した場合に適用することとしている。

3. 調査協力減算制度の導入

今回の改正の2つめの柱は、調査協力減算制度の導入である。現行の課徴金減免制度では、事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず申請順位に応じた固定の減免率となる。これに対し、今回の改正では、公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高めることを目的として、事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、公正取引委員会が課徴金の額を減算する仕組みが導入され、申請順位に応じた固定の減免率に加えて協力度合いに応じて率変動する減算がなされる。また、現行制度では、申請者数は最大5社までに限定されているのに対し、改正後は申請者数の上限を撤廃し、全ての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会が与えられる。現行制度及び改正後の減免率・減算率は、下記の表のとおりである。

現行制度

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率
前	1位	全額免除
	2位	50%
	3~5位	30%
	6位以下	
後	最大3社	30%
	上記以下	



改正後

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大 40%
	2位	20%	
	3~5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社	10%	+最大 20%
	上記以下	5%	

改正後の制度では、減免申請の後、事業者と公正取引委員会が協議により事業者の協力内容と課徴金の減算率を合意した上で、当該合意に基づいて事業者が証拠の提出を行い、公正取引委員会が減算率を適用した課徴金納付命令を行う。減算の程度について、協力内容（事業者が自主的に提出する証拠等）の評価方法に係るガイドラインが整備される予定である。

4. 弁護士・依頼者間秘匿特権の導入

今回の改正の3つめの柱は、弁護士・依頼者間秘匿特権の制度の導入である。これは、新たな課徴金減免制度をより機能させるために、外部の弁護士との相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、日本法の下で初めて導入される。

本制度の対象となるのは、不当な取引制限に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書であり、事業者から弁護士への相談文書、弁護士から事業者への回答文書、弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書、弁護士が出席する社内会議でその弁護士との間で行われた法的意見についてのやり取りが記載された社内会議メモ等が含まれる。さらに、本制度の対象となるためには、以下の要件を満たすことが必要である。

- ①提出命令時に、事業者が本制度の取扱いを求めること。
- ②（文書の件名、保管場所、秘密性の維持等）適切な保管がされていること。
- ③提出命令後、一定期限内に、文書ごとに、作成日時、作成者・共有者の氏名、文書の属性、概要等を記載したログを提出すること。
- ④本制度の対象外の資料が含まれている場合には、その内容を報告すること。

濫用防止措置として判別手続が設けられており、本制度の取扱いの求めがあった文書については、審査官が提出を命じ、封を施し、判別官の管理の下に置く。判別官は上記の要件（特に③、④）を満たすか確認し、本制度の対象となることが確認された文書は速やかに事業者に戻付するが、本制度の要件を満たすことが確認できなかった文書については、審査官の管理の下に移すとされている。

本アラートに 関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.aoi@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

秘匿特権は、独占禁止法第76条第1項の規定に基づく規則及び指針として規定される予定である。

5. その他

その他、課徴金の延滞金利率の引下げ、検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ等の罰則規定の見直し、犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備、課徴金減免申請者の従業員等が供述聴取終了後にメモの作成ができることの明記等も合わせて行われる予定である。

6. おわりに

以上のように、今回の改正は、課徴金の算定方法の見直し、調査協力減算制度の導入、弁護士秘匿特権の導入など、いずれも実務に多大な影響を与えるものであり、今後の動向を注視していく必要がある。